

## 消費生活相談にあたって御理解いただきたいこと

①相談は箕面市内在住の方に限ります。

なお、個人事業主の方の相談は受けられません。

②相談は原則ご本人からお願いします。

③相談前に契約関係書類や電子情報等の関係書類をそろえておいてください。

④相談受付時に氏名、電話番号などの個人情報をお訊きします。お訊きした個人情報は、相談処理のみに利用し、法令等の規定に基づく場合を除き、ご本人の同意を得ずに他の目的で使用することはありません。また、全国的な統計処理をし、次の被害者を出さないために役立てています。

⑤相談は無料ですが、通話料等をご負担ください。

料金プランによる断続的な相談はお受けできないことがあります。

⑥相談者が一方的に電話を切られたときは、相談を終了したものとみなします。

⑦相談はご本人が主体者として解決するため助言等をするためで、相談を受ける消費生活相談員が代理人となるためのものではありません。

⑧消費生活相談員が解決に向けての信頼関係を保つことができないと判断したときは相談を終了します。

⑨センターは個々の事業者の信頼性や商品・サービスの評価に関することはお答えしていません。